消費税率引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費 その他社会保障施策に要する経費

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

892,484 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) が充てられる社会保障施策に要する経費

10,760,847 千円

○社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

○仁云床障・配負 この他仁云床障心水に安する配負 (平位・111)										
区分	款	項		目事業名	令和2年度决算額	財源内訳				
			目			特定財源			一般財源	
						国県 支出金	地方債	その他	社会保障財源 化分の地方消 費税交付金	その他
社会福祉	3	1	2	障害者自立支援給 付 事 業 費	1, 860, 689	1, 389, 134			69, 148	402, 407
	3	1	2	障 害 者 地 域 生 活 支 援 事 業 費	1, 928, 386	25, 054		2, 975	278, 666	1, 621, 691
	3	1	3	老人保護措置事業費	117, 302	0		71, 321	6, 743	39, 238
	3	2	1	児 童 福 祉 法 施 行 事 務 費	2, 392, 846	1, 619, 245	21, 925	41, 912	104, 079	605, 685
	3	2	3	母 子 福 祉 費	1, 961	1, 236			106	619
	3	2	5	放課後児童健全 育成事業費	342, 047	231, 480	18, 768	108	13, 445	78, 246
	3	3	2	生活保護費	1, 078, 743	795, 620		14, 200	39, 435	229, 488
	小 計				7, 721, 974	4, 061, 769	40, 693	130, 516	511, 622	2, 977, 374
社会保険	3	1	1	保険基盤安定制度費	346, 725	260, 043			12, 711	73, 971
	3	1	1	国民健康保険事業費特別 会計繰出金	153, 028	0			22, 440	130, 588
	3	1	1	介 護 保 険 特 別 会 計 繰 出 金	1, 215, 248	48, 326			171, 116	995, 806
	3	1	3	後期高齢者医療広域連合負担金	659, 749	0			96, 745	563, 004
	3	1	3	後期高齢者医療 特別会計繰出金	158, 964	114, 379			6, 538	38, 047
	小計				2, 533, 714	422, 748	0	0	309, 550	1, 801, 416
保健衛生	4	1	1	母子保健推進費	17, 181	0		1, 103	2, 358	13, 720
	4	1	1	妊産婦健康診査費	39, 995	3, 849			5, 300	30, 846
	4	1	1	地域医療費	69, 226	210			10, 120	58, 896
	4	1	2	予 防 接 種 費	260, 429	8, 341			36, 966	215, 122
	4	1	2	健 康 診 査 費	118, 328	5, 345		0	16, 568	96, 415
	小 計			小 計	505, 159	17, 745	0	1, 103	71, 312	414, 999
合 計				 合 計	10, 760, 847	4, 502, 262	40, 693	131, 619	892, 484	5, 193, 789

<sup>・</sup>引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。

<sup>・</sup>社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための 施策に要する経費であり、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」のいずれかに関する経費である。

<sup>・</sup>事務費、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等には充当しない。